

# 第32回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委 員 出 欠 表

第32回定例会

令和7年1月28日

開会 13時30分 閉会 15時15分

出 席 委 員  
(21名)

会長 依田 繁二	会長代理 舟田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 榎原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 大塚 和信
13 田中 章	

欠 席 委 員

12 比田井 尚良 推進 白石 文生

議事録署名委員

18 山田 貴司 1 小野澤 文利

出 席 職 員  
(7名)

農業委員会事務局	
事務局長	重田 雄一
事務局次長	小林 誠司
事務局	佐々木 大輔
事務局	鈴木 優
事務局	福川 佳菜子
事務局	堀 涼佳
事務局	小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局 皆さん、こんにちは。今日は比田井委員と白石委員が欠席です。時間になりましたので、第32回農業委員会定例総会を開会します。まず開会を会長職務代理からお願いします。

会長職務代理 11月も終わりとなり、今年もあと1ヶ月足らずというところになりました。1年の農作業の後片付けと大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ご苦労様です。ただいまより、第32回農業委員会定例総会並びに全員協議会を開会します。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。それでは、会長挨拶、その後の議事録署名委員の指名と議事を進めていただければと思います。

会長 皆さん、こんにちは。11月の主な行事の内容としましては、11月4日に栃木県の真岡市農業委員会が、地域計画について研修に訪れました。19日は、長野県農業委員会大会があり、12名の方が参加されました。26日には上小農業委員会協議会合同研修会が開催され、各正副部会長さん方5名にご出席していただき、それぞれ上小農業委員会の地域計画のことなどの研修を受けてきました。そして昨日ですが、全国農業委員会会長代表者集会があり、約1,800人が、東京都文京区のシビックホールに集まりました。内容について要請事項は3点ほどあり、1点目は農業構造の転換の推進に向けた要請決議事項、2点目は地域計画の実現による持続可能な農業・農村を創る全国運動、3点目は情報提供の活動、以上3点について要請決議をしてきました。この要請決議は、農林水産大臣に直接手渡しをしてきました。あと、地域活動事例報告があり富山県、長崎県、群馬県の代表者の方が地域計画策定の実践を報告され、重田局長と2人で確認して帰ってきたということです。それからこの後、東御市の地域計画の策定に伴う5地区の会議がありますので、ぜひ皆さん、お忙しいところ大変ではありますが、全員のご出席をいただきまして、地域計画がそれぞれ地区ごとに上手くまとめられるようご協力をよろしくお願いします。以上です。

それでは、審議に入ります。今日の議事録署名委員は18番の山田委員と、1番の小野澤委員にお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本日案件が7件ありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま

す。

3－1 ○○番他○○筆、図面は1ページをご覧ください。○○周辺にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作出来ないため譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では水稻、キュウリを栽培する予定です。譲受人は耕作経験があり、農業機械も所有しています。耕作は○○と○○の合計○○人で耕作する予定です。譲受人農地周辺のため、問題ないと判断しました。

3－2 ○○番他○○筆、図面は2ページをご覧ください。○○から○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、○○に在住のため耕作出来ないので、譲り渡すものです。譲受人は、隣接地を資材置場として所有しており、機具の保管も可能なことから通作にも便利なので、取得したいとのことです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の○○が農業者で、稻作を中心に耕作をしています。譲受人はその手伝いをしており、協力も得られます。農機具等も所有しております、田植え機、耕運機、小型コンバインも所有しております、問題ないと判断しました。

3－3 ○○番他○○筆、図面は3ページをご覧ください。○○周辺にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、○○に在住のため耕作出来ないので譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では水稻、ナス等を栽培する予定です。耕作は、○○と○○の○○人で耕作をします。譲受人農地周辺で問題ないと判断しました。

3－4 ○○番他○○筆、図面は4ページをご覧ください。○○の交差点から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、耕作しないため譲り渡すものです。譲受人は申請地で手伝いという形で、耕作をしていましたが、購入し譲受人が主体となって耕作するため、譲り受けるものです。申請地ではリンゴを栽培しています。譲受人が耕作しており、問題ないと判断しました。

3－5 ○○番、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○に在住のため耕作出来ないので、譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では、クルミを栽培する予定です。申請地は、荒廃していますので、復旧計画の提出がありました。譲受人は、昨年、農地法3条で申請したことがあります、そちらも荒廃農地でしたが復旧されており、今も耕作をしています。譲受人農地から近いため問題ないと判断しました。

3-6 ○○番他○○筆、図面は6ページをご覧ください。○○から、○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○に在住のため、耕作出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、現在借りて耕作していて、正式に譲り受けるものです。申請地では、ブドウを栽培しています。譲受人は○○であり、耕作も問題なく出来ると判断しました。

3-7 ○○番他○○筆、図面は7ページをご覧ください。○○から○○メートルほど、○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○に在住のため耕作出来ないので、譲り渡すものです。譲受人は、農業経営にも取り組んでみたいと思い譲り受けるものです。申請地では、ソバ、クルミを栽培する予定です。申請地は荒廃していますので、復旧計画の提出があり、譲受人は○○も営んでいるので費用をかけずに復旧が出来ます。申請地は、○○の区域で、○○からも許可をいただいており伐採伐根してもいいとのことです。農機具は、トラクターとトラックを所有しています。鳥獣被害も懸念されますので、対策もしていきたいとのことです。耕作は、本人含め○○人で耕作をしていきたいとのことです。耕作面積は○○平方メートルですが、友人、知人が農業をしており、○○ともつながりがあり、協力が得られるとのことなので問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1につきまして柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願ひします。地図は1ページになります。譲渡人の○○は相続で今回の土地を取得しましたが、この○○は、○○に縁もゆかりもなく相続して、耕作も出来ないので手放したいということです。そこで○○が、規模を拡大したいという意見があり、今回このような話になったそうです。○○筆ありますが○○番の畠、地図で言いますと○○と書いてあるすぐ下のところですが、ここは今荒れています、木が生えていたりしているような状況です。復旧作業が必要かという感じですが、この○○は重機も持っているらしいので、自分で復旧させるということです。現在、隣接するあたりも荒れ始めていて、進入路がまだよくわからないような状況です。この冬に少し草が枯れたら、進入路をしっかり確認したいと言われていました。前向きに規模拡大をしていくような感じですので、問題ないかと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでの

で、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

ご説明します。図面は2ページです。農機具置場がありますが、前回〇〇に、こここのところを同じ人が取得しており、今回その続きのところの田んぼと畑を取得するということです。農業経験はありませんが、職業は〇〇をやっていて、〇〇が〇〇にあり稻作をしているので、そのお手伝いをしているため、経験が〇〇というわけではないということで、ここを取得したいという話があったようです。〇〇が譲受人で、譲渡人の〇〇は〇〇において、管理が出来ないから譲るということで、特に問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

お願いします。地図は3ページになります。〇〇の下の方に〇〇がありますが、その下に譲受人の〇〇の土地があり、また少し下がったところの田んぼと点在している畑を譲り受けるということです。譲渡人の〇〇と譲受人の〇〇は、〇〇になります。〇〇は〇〇に住んでいまして、今、〇〇は空いているところです。それで、資料によると〇〇で譲渡する形らしいです。前々から言われていたという話で、今回、正式に所有権を移転するそうです。〇〇は〇〇歳ですが、農業の経験も多少ありますし、トラクター等の農機具等も持っています、耕作出来ると思います。それで、水田も譲り受けますが、今は誰かに貸しているようですが、それを自分で耕作する予定だそうです。それで、〇〇も〇〇で若い方もいらっしゃいますので、〇〇でやっていくと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようすで、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして、今日は白石委員が欠席ですので、先ほど事務局の説明した内容をもってご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。番号4の案件つきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 引き受ける方も○○歳になり○○になってきて、大丈夫なのか、どうでしょうか。

議長（会長） 事務局の方で説明お願いします。

事務局 農業の後継者については、○○がいてこの方は○○代ではあります  
が、現在、譲受人の方と一緒に耕作していて、ゆくゆくはその方に譲  
っていくようになります。

議長（会長） 後継者の○○がいるということですが、よろしいですか。

笹平委員 最初から後継者の若い人にしてもらった方がいいと思います。○○で  
大丈夫なのかと思います。

議長（会長） 助言として事務局の方から、白石委員に説明してもらって、本人にも  
伝えてもらつたらいいと思います。よろしくお願いします。他にありま  
せんか。

小宮山委員 譲受人の方は、その畠にはどんなものを作付されるような予定です  
か。

議長（会長） 譲受人の耕作内容をお願いします。

事務局 譲受人の方の耕作内容ですが、現在、リンゴの木が植えてあり、栽培  
しています。主体でやっている方がいて、その方と一緒に耕作していま  
すが、今回、正式に農地を購入して○○自身が主体となって、リンゴを  
耕作していきたいとのことでした。

議長（会長） よろしいですか。リンゴが中心のようです。

小宮山委員 わかりました。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 謙り受ける〇〇の隣が、〇〇です。〇〇の〇〇は絶えてしまい〇〇が、〇〇の隣の〇〇と今回の土地を相続していましたが、〇〇も〇〇歳になります。自分がわかっているうちに綺麗にしたいというそのような思いで、〇〇の隣にある空き家になっている〇〇と今回の土地を、〇〇に譲渡をするというお話です。今回の土地は、非常に長細い土地で5ページの〇〇番と書いてあるそのところに〇〇が建っていて、〇〇に隣接している土地です。現状は、荒れていて、栗の木が5本位とツタが絡まつていて、〇〇はツタを切り、栗の木を伐採して、自分の畑に持ち込んで燃やすというような手順を踏んで綺麗にしていました。前回も、〇〇の畑の隣を、〇〇に住んでいる知人から譲渡をされて、梅の木を植えたりして管理が出来ていますので、今回も、きちんとやってくれるだろうと思います。ご本人も〇〇歳ですが、〇〇歳までは会社に勤めているけれど〇〇歳を過ぎたら、本格的に百姓をやるつもりでいますと言っていました。別段問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、番号6の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 ご説明します。資料は6ページになります。〇〇側〇〇信号の下で、〇〇を挟んだ〇〇筆です。周囲はブドウ園に囲まれています、譲受人

の〇〇は譲渡人の〇〇より当地を借り受け、ブドウの栽培を〇〇年ほどしていましたが、今回、取得して耕作したいという希望に対して、譲渡人は〇〇在住ということで、〇〇のため耕作出来ないので、求めに応じたということです。譲受人には〇〇年以上〇〇として頑張っており、年齢的にも〇〇また農薬の使用方法や、地域との協調はすべて承知しており、大型の機具も揃っています。特段問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようありますので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして、小野澤委員より説明お願いします。

小野澤委員

それではお願いします。場所は、お手元の資料の7ページの図面をご覧いただきたいと思います。〇〇の〇〇に〇〇がありますが、そこから約〇〇メートルの場所です。現状は、かなり荒廃地化して周りが山林ということもあり、山林化も進んでいる水田です。譲渡人の〇〇は〇〇在住であり、譲受人の〇〇は、〇〇で〇〇を行っている方です。譲渡人の〇〇は〇〇ですが、〇〇在住で〇〇歳という〇〇でもあることから、処分したいという希望があり、譲受人の〇〇にお話する中で今回の所有権移転となったわけです。〇〇は、家で農業も手伝っているということもあり、この場所は造成した後、主にソバと野菜などの栽培を行っていきたいという希望です。合わせて、山林化しているという状況ですが、〇〇をやっていることもあります、重機もあることから伐開、伐根の作業を行いながら、農地に復元出来るという計画も示されています。他に、農機具はトラクター、軽トラック等の所有もされていますので、農業も出来るのかと思っています。なお、お手元の図面のように、斜線の網掛け部分と網点の部分の場所は、〇〇の〇〇の指定があるということですので、造成等を行う際は、〇〇のための許可が必要という場所になっていて、この網点の部分は、〇〇の許可が必要ということで、ただいま申請しているところです。手続き等についても、特に問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。〇〇の〇〇が一部含んでいますが、ご質問

ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 荒れている畠を名義変更しますが、荒れたままなのか、耕して綺麗になったのか、誰が確認するのですか。

議長（会長） 実際に耕しているかどうかについて、事務局よりお願いします。

事務局 謙受人の方が名義変更した後、実際に耕作しているかどうかの確認については、今後も農業委員と事務局で、現場を確認させていただきます。

議長（会長） よろしいですか。

笹平委員 忠告を本人に伝えるのは、農業委員なのか行政なのか誰が言ったらいいですか。

議長（会長） 農業委員の仕事の中で、実際に承認した部分については、その後どう耕作されているかの確認は、農業委員の皆さんがあつていただいていると思います。実際にやってないようならやつていただき、やってないことがわかれれば、それは今度、市に報告していただき行政の立場で指導していただくという順序でいいかと思います。よろしいですか。

小野澤委員 今回も先ほど事務局の方からお話をありましたように、計画書は出ていて、その計画書に沿いこの事業を進めていくわけです。その都度、事務局としても確認するというお話をありました。合わせて、私の方も事前に現場を確認していますので、この計画書に沿った形で、定期的に現場を見ていきたいとは思っています。

議長（会長） ありがとうございました。それぞれ立ち会いについては、今の7番のことを例に挙げますと小野澤委員の方で、逐次、進行状況を見ていただくことでよろしくお願いします。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について案件が2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1 ○○番、賃借権設定です。資料は、8ページから9ページです。場所は○○と○○の間に位置する農地です。資材置場の申請です。譲受人、譲渡人ともに、○○の方です。譲受人は○○を生業としており、当該申請地の○○メートルほど○○に事務所があります。現在、建築資材の材木や、○○の製品を事務所敷地内に置いていますが、不足していることから、事務所付近の当該地を資材置場として利用したく申請があったものです。第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番、賃貸借権設定、一時転用、追認案件です。資料は10ページから12ページです。場所は○○から約○○メートル○○にある農地です。現場事務所、駐車場及び資材置場の申請です。譲受人は○○の法人と○○の法人、譲渡人は○○の方です。譲受人は、○○が発注する○○番地で実施する○○更新工事のため、当該地に仮設の現場事務所、駐車場、資材置場を設置するため、申請があつたのですが、○○からすでに着手しており、追認案件となります。一時転用で期間は○○までとなります。一時的な利用に供するものであるため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。番号1の案件については、白石委員が欠席ですので、先ほど事務局の説明した内容をもってご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。番号1の案件つきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

田中委員

お聞きしたいのですが、賃借権設定の期間はどの位の期間なのか教えてもらいたいということと、資材置場に利用するということですが、どんなものを置いておくのですか。実はこの下のところは、○○で○○の○○を持つ農地として借りていて、玉ネギ、大豆を作っていますので、期間と用途を教えていただきたいと思います。

議長（会長）

期間と資材の内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

まず契約の期間については○○年間、但し、期間満了後、双方の異議がない場合は、自動的に○○年更新になっています。資材置場で置かれる資材については、建築資材とバレルサウナと言い、樽を大きくしたような形のものになりますが、個人用のサウナだそうです。住宅系の建築もやっていますが、今はそのバレルサウナを作ることを生業にしているそうなので、その資材と製品の置場ということだそうです。あと田中委

員が心配されている〇〇の〇〇が使用している農地のことも、白石委員からお話を伺っていまして、〇〇が出入りする場所の〇〇に、資材置場があるということでケガをしたり、転用計画書の目線で言うと、いたずらされないかという懸念もあるかと思います。今のところ柵等の設置については、予定はないそうですが心配されるようであれば、今後、柵の設置を検討していきたいと伺っています。

議長（会長） 〇〇側には柵がありますか。

事務局 はい。〇〇側には柵があります。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。番号2の案件につきまして、山田委員より説明をお願いします。

山田委員 説明をさせていただきます。場所については、事務局からも説明がありました。〇〇の〇〇のある付近ということになります。すぐ近くには譲渡人である〇〇の経営する〇〇の〇〇のその周辺になっているところです。目的が事務局からの説明があったとおり、〇〇の諸々の更新工事ということで、長い期間、足かけ〇〇年ほどかかるような工事ということもあって、その現場事務所、資材置場、駐車場といったものを確保したいという申請です。ただこの件は、事後申請で顛末書付きの申請ということです。公共工事的なものでもあって、目的外使用は見受けられませんし、その他クレーム等についても今のところは聞こえてきてないという状況でもあります。一時転用申請の後手に回ったこと以外については、特段問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

檜原委員 水源の工事ということですが、それは上水道ですか。それとも農業用水ですか。

事務局 上下水道になると思います。工事名については、〇〇です。

榎原委員

ありがとうございました。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積等促進計画11月分について説明します。資料の4ページが中間管理を通した所有権移転です。1件、5筆、合計6,903平方メートルです。資料の5ページから7ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。27件、45筆、合計62,667平方メートルです。資料の8ページが地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。1件、1筆、合計1,990平方メートルです。全体の合計は29件、51筆、71,560平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。各地区の担当の皆さんによく見ていただき、問題がないかをご審議いただきたいと思います。

五十嵐委員

6ページの10アール当たりの借賃が0という項目がいくつかありますが、これはどう解釈すればいいですか。

事務局

農地を貸している方が耕作は厳しい、自分で管理していくのが難しいので、無償でもいいから管理を含めてやっていただきたいということで、借りる方は無償で借りられています。特に6ページの13番ですが、ここは田の状態ではなく、畑に木が生えているような状態のところを○○が引き受けてくださって、木も全部撤去してバックホーも入れて、畑として活用して使用貸借権でやっていただきたいということでお伺いしています。

議長（会長）

いわゆる賃貸借が0は荒廃地にするよりも、無償でもいいから貸し付けをして、畠なり、田んぼとして活かしていただきたいという感じで、0じゃないかと私は思います。笹平委員は○○がやられていますが、そういうところは荒廃地に近いところでしょうか。

笛平委員 畑は圃場整備されて、1枚の畠が○○反歩位の大きさの畠ですが、区割りしていなくて1枚の畠になっているので、何人かの名前が連ねてあるような状態です。荒廃にはなってないです。きっちと耕作されている畠です。

議長（会長） ありがとうございました。

五十嵐委員 今、機構を通じて賃貸をする場合には、貸す側と借りる側が相対で申し出るというのが基本になっています。荒れている畠を借りなくとも、いい畠を借りた方がいいと思いますが、血縁関係であるとか、または道の便がいいと言うか、よほどのメリットがないとあえて荒れているところを耕作しよう、また、耕作をするという意欲のある人が、わざわざその畠に着目をしてここを借りたいというところは、何かの魅力があるのでしょうか。

会長職務代理 使用賃借権ということで出ていますが、この地域にはまだあまりないとは思いますが、お金を払って借りてもらうという流れが、最近は出てきています。地権者がお金を出して、その土地を借りてもらうというやり方も出てくるような状況になっています。というのは、やはり地域の畠、水田については、地域で守らなければいけないという農家の方々の意識があるということです。このような状況になりつつあるのかと思っています。

五十嵐委員 貸す側がお金を払うというのが意外だと思いましたが、やはり意識の考え方を広報していく必要があるかと思います。地元の土地は地元で守るというのが、一番いい、いい言葉だと思いますが、非常に厳しい状況ではないかと思います。

議長（会長） ありがとうございました。現状のお話をさせていただきました。それでは、議案第3号につきまして、採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきまして、賛成の方は举手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明します。番号1、○○番、資料は13ページです。○○から約○○メートル○

○にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち、〇〇平方メートルの届出です。倉庫は〇〇平方メートル。〇〇建て、高さ〇〇メートルのものになります。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの内容につきましては報告事項ですので、ご質問ご意見を受けませんがよろしいですか。それでは、報告第1号、農地法第4条の規定による届出については以上とさせていただきます。これから休憩に入らせていただきますので、よろしくお願いします。

### 休憩

議長（会長）

再開します。それでは、第6回農業経営改善計画認定審査会に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

第6回農業経営改善計画認定審査会議案をご覧ください。〇〇です。認定農業者の新規申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、単一経営果樹類となります。目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間で、目標は〇〇時間になります。また、主たる従事者は現状〇〇人、目標は〇〇人となります。1人あたり年間所得現状が〇〇円、目標が〇〇円、年間労働時間が現状〇〇時間、目標が〇〇時間となります。生産について、生食ブドウを栽培していく、目標に向けて生食ブドウの作付面積、生産量を増やしていきます。種なし巨峰を止め、すでに植えてあるシャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュ®に力を入れていきます。（2）農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、特にありません。

（3）農用地及び農業生産施設は、〇〇で現状〇〇アール、目標は、〇〇アールに増やしていきます。農業生産施設は、目標までに冷蔵庫を確保していきます。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状、圃場が〇〇カ所に点在しています。将来的に〇〇カ所程度に集約し、移動時間の削減、作業の効率化を図っていきます。また、品種ごと圃場を変えて作業の分散化を図ります。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状、〇〇人で会計処理、情報発信をしています。将来的には、〇〇に会計処理、情報発信の業務を分けて役割を分担化していきます。また、現状〇〇と〇〇が出荷先となっていますが、〇〇から〇〇、〇〇販売に取り組んでいきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、〇〇、〇〇、〇〇を活用して労働力を確保し、繁忙期の作業を円滑に進めていきます。⑥他の

農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、ブドウ保管用冷蔵庫を導入し、出荷作業の分散化、販売価格の向上を目指します。また、スピードスプレーヤーを知り合いから借りているため、目標に向けて自分のスピードスプレーヤーを確保していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は経営規模の拡大に伴い、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。別紙、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、冷蔵庫、スピードスプレーヤーを〇〇台ずつ確保していく予定です。今回、新規の認定のため収支計画書を添付しています。現状、収入が〇〇円、目標、〇〇円です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、担当地区の保科委員より説明をお願いします。

保科委員

この方はブドウ栽培をしていて、さらに施設拡充するために、認定農業者の申請をした次第です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見がある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野委員

高温の影響が大きく夏場もかなり暑くて、今後、5年後、10年後に気象がどうなっているのかというのは、割と無視出来なくなってきているのではないかという気がします。今後、大規模に求められていることで、そこも配慮しながらやっていかないと、どんどん変わってきて、お米も違う種類を作らないといけないみたいな話も出てきているので、そこを考慮し、考えておく必要あるような気がしています。

議長（会長）

ご意見ありがとうございました。〇〇について、ご質問ある方はお願いします。

倉嶋委員

〇〇は、全部の土地が借入地ということですが、主な生産地はどこになりますか。教えてもらえばありがたいと思います。

議長（会長）

土地の関係について、事務局より説明お願いします。

事務局

生産地について回答します。まず、一番多いのが〇〇で〇〇アール程度栽培していて、続いて多いのが、〇〇、〇〇で〇〇アール程度です。

議長（会長）

今の回答でよろしいですか。

倉嶋委員

はい。

議長（会長）

他にご質問ありませんか。

柳澤委員

生産で現状と目標が、面積に対して生産量がかなり増えていますが、これはどうしてですか。

事務局

面積がほとんど変わっていない中で、生産量が増えているということですが、現状の作付面積を記載して、目標は現在、植えてある苗がどんどん成長して、生産量が上がっています。作付ベースでは変わりませんが、収穫面積が増えることで、生産量が増えていくというようになっています。

議長（会長）

他にご質問ありませんか。

小野澤委員

資金の関係ですが、〇〇となっていますが、今の〇〇の借りる条件はどうなっているのでしょうか。この方が該当するのですか。

議長（会長）

事務局からお願ひします。

事務局

〇〇を借りるには、認定農業者の認定が必要になります。この方は現在、認定農業者を取得していないので、借りる要件に当てはまらない状況です。今回、認定農業者になることで、借り入れが可能になりますが、借入金額については、〇〇との相談によって決定するので、どれぐらい借りられるかはここでは回答出来ません。

議長（会長）

ただいまの説明でよろしいですか。

小野澤委員

はい。今、ここに目標として借りるようになっていますが、今後、借りたいということで、要件をクリアする見込みで書いてあるということでおよろしいですか。

事務局

はい。

議長（会長）

他にありませんか。ないようであれば、以上の内容で、ご理解いただいたということでよろしいですか。それでは、第6回の農業経営改善計画認定審査会につきましては終了とさせていただきます。続きまして、先月の〇〇の関係で事務局よりお願ひします。

事務局

〇〇で何点か質問がありましたので、この場にて回答させていただきます。1点目、〇〇展開で〇〇の販路について、現在、〇〇の〇〇での販売を計画しています。観光客が多い地域でもあるため、ご指摘いただいた〇〇による影響は少ないと考えているとのことです。ただ、最初は〇〇で販路が確保出来ているため、〇〇を中心に〇〇展開をしていく形です。次は経営について、現在、年間所得が〇〇になっていますが、収量は令和6年度が〇〇トン、令和7年度が〇〇トンと確実に確保出来てきています。そのため、今年度から本格的にワインの製造販売が行われ、売り上げが上がっていきます。今年度からは売り上げが上がってきていていますので来年以降経営が安定してくる予定です。〇〇が支えていくとのことですので問題ないと考えます。

議長（会長）

ありがとうございました。前回の質問に対しての回答をいただきました。2件について説明いただきましたが、よろしいですか。それでは、以上をもちまして、本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人

(※直筆でお願いします)